

1. 「(仮称)子どもの権利条例」普及啓発具体的方針案

市の広報媒体の活用(広報あおもり 1/15 号、市ホームページ)

条例内容をお知らせするためのリーフレット(H25.1月~2月に配布)

大人向けリーフレット(保護者、各学校、公共機関等へ配布)自作

子ども向けリーフレット自作

- ・小学校4年生から高校3年生までを対象とする。
- ・リーフレットは**小学生用(小4~小6)と中・高校生用の2種類**を作成する。
- ・A4両面全ページカラー印刷で10ページ程度にまとめ、これを**いわゆる「子ども向け解説書」に位置付ける**ことを想定している。

子ども向けリーフレットの対象範囲や種類、ページ数、レイアウト等については、子ども委員から出された意見を参考にしている。

大人向け解説書(H25.1月~2月に配布)自作

小中学校長会で条例制定について説明(平成24年度中)

子どもの権利に関する家庭教育学級(平成25年度以降)

子どもの権利擁護委員制度に関するお知らせ(平成25年度以降)

大人向けリーフレット(保護者、各学校、公共機関等へ配布)外注

子ども向けリーフレット(小学校4年生から高校3年生までを対象に配布)外注

子ども携帯用カード(免許証サイズ、小学校4年生から高校3年生までを対象に配布)外注

市の広報媒体の活用(広報あおもり、市ホームページ、テレビ広報、市政記者)

2. 「青森市子どもの権利の日」を行う活動について

子ども委員から出された意見(抜粋)

- ・授業参観などで権利に関する授業を行う。(楽しいことを織り交ぜながら。)
- ・先生に意見や文句を言える日にする。
- ・子ども委員がビデオレターを作って、学校で放送する。
- ・有名人による講演や映画の製作など。
- ・子どもの権利に関するイベントを行う。(子どもの夢がわかるようなコーナーの設置、演劇、スタンプラリー、子どもの権利がわかるコーナーの設置、大人が権利を学ぶコーナーの設置、イベント開催をお知らせするポスターの公募。)
- ・子どもの権利に関するクイズ大会を行う。(高校生クイズのような大会にし、テレビで放送する。)
- ・マスコットキャラクターを作る。(着ぐるみも作る。)
- ・子どもの権利に関する歌を作る。(有名人とコラボインターネット配信する。)

他都市事例

- ・子どもの参加型行事(子どもの権利啓発作品表彰式、札幌をよりよくするために自分たちができることをテーマとした子どもたちの発表会、講演会など【札幌市】)
- ・子ども権利週間行事「ぱりっ子広場」(子どもが主体となって「子ども会議」で企画した事業を実施)【名張市】)
- ・11月20日を含む1週間を「岩倉市子どもの権利を考える週間」とし、この週間に各小中学校で子どもの権利に関する授業を実施する。(市で作成した副読本等を利用)【岩倉市】)
- ・かわさき子どもの権利の日のつどい(川崎市子ども会議の活動報告、著名人による講演)【川崎市】)
- ・川崎市子ども夢パーク(子どもの参加を重視した子どもの自主的・自発的活動のための拠点施設)で実施する、子どもが主体的に企画・参加する事業に合わせて、子どもの権利条例の普及・啓発事業を共同で実施【川崎市】)